

造船・船用工業分野における新たな在留資格 「特定技能」による外国人材受入れについて

2019年3月
海事局船舶産業課

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項

- 制度概要
- 手続き概要

2. 造船・船用工業分野における受入れに係る事項

- 業務区分
- 試験(技能試験・日本語試験)
- 造船・船用工業分野特定技能協議会(仮称)
- 造船・船用工業分野の受入対象機関
- その他

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援
就職支援プログラム認定, 介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組

日本語能力判定テストの実施, 海外における日本語教育基盤強化等

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者
(観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針
(14分野)



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

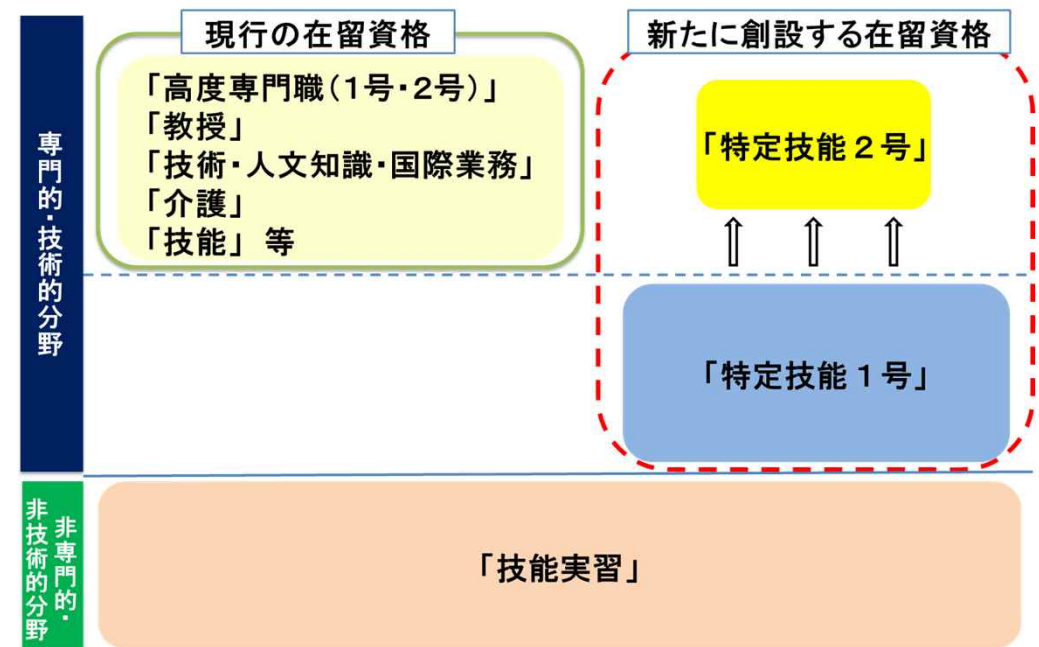
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

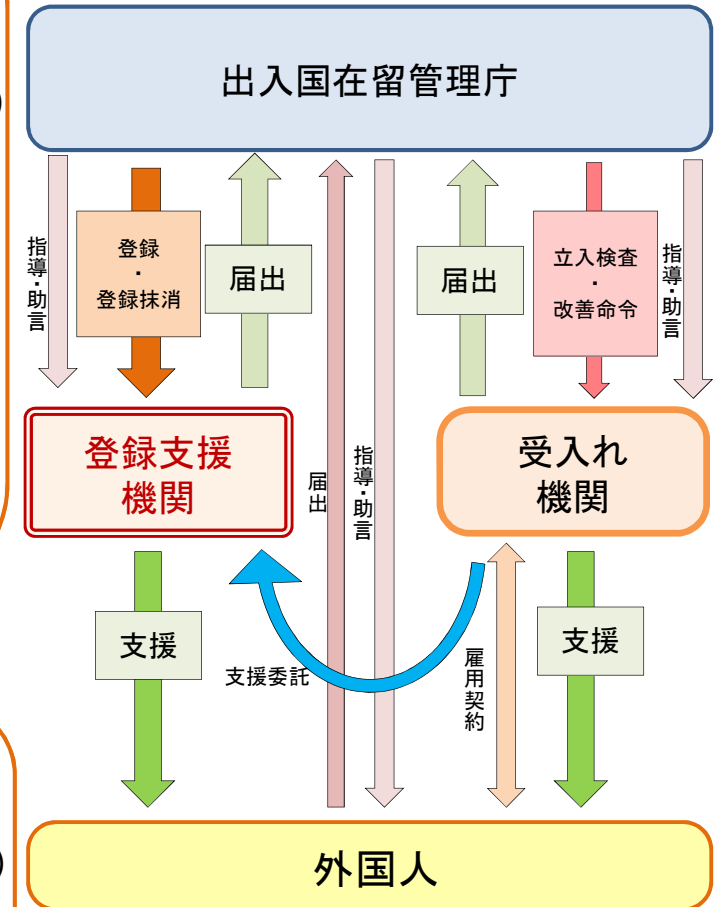
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

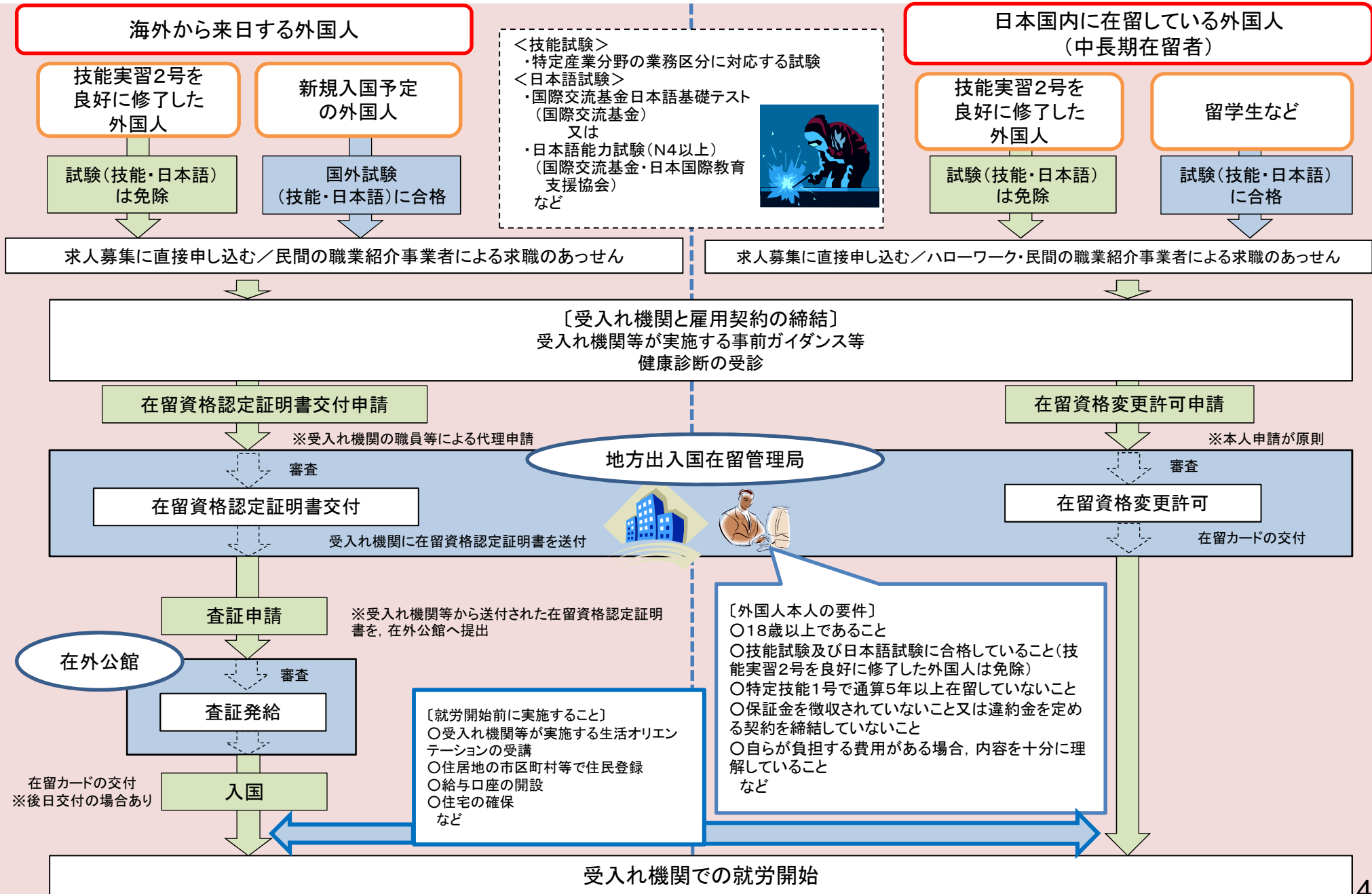
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

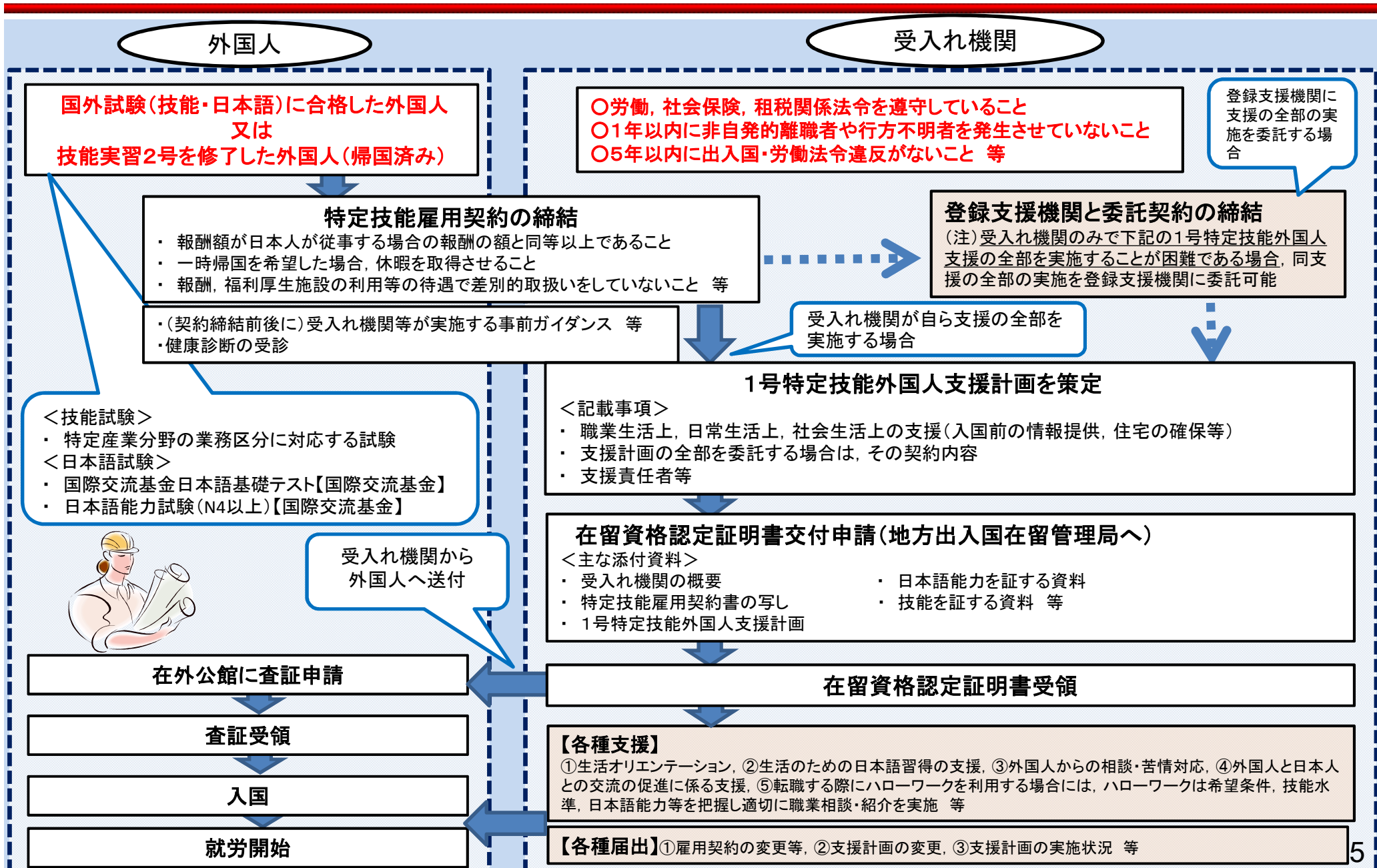
- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



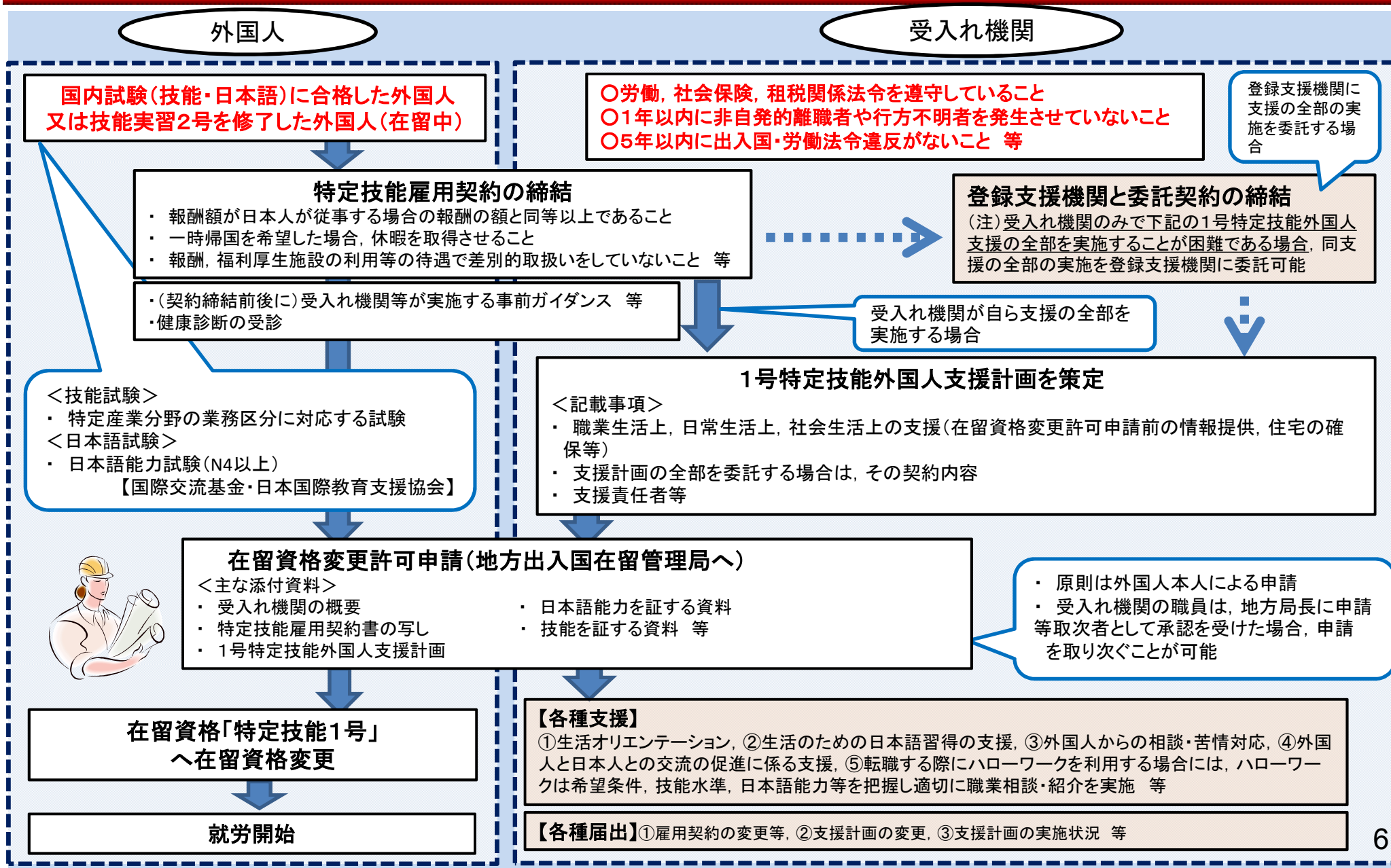
新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



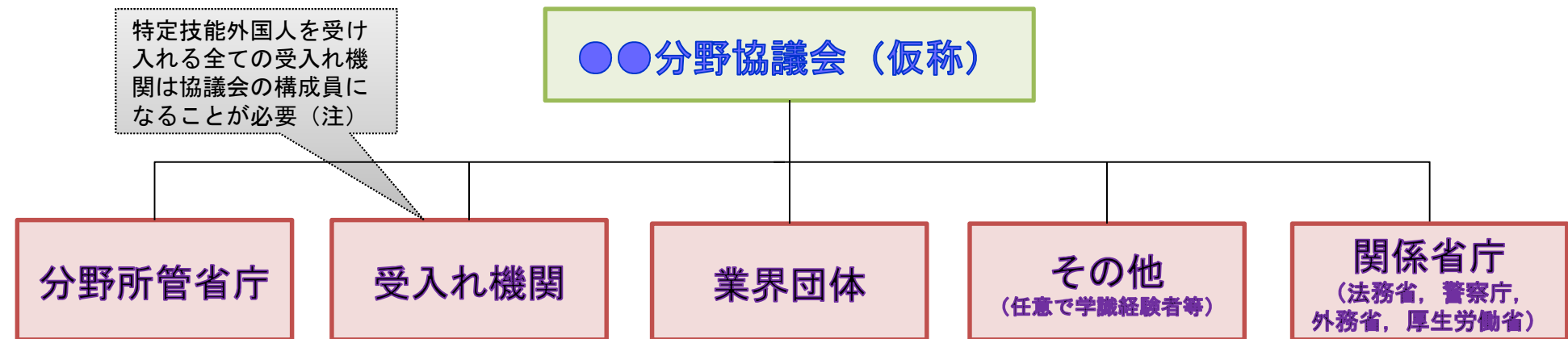
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

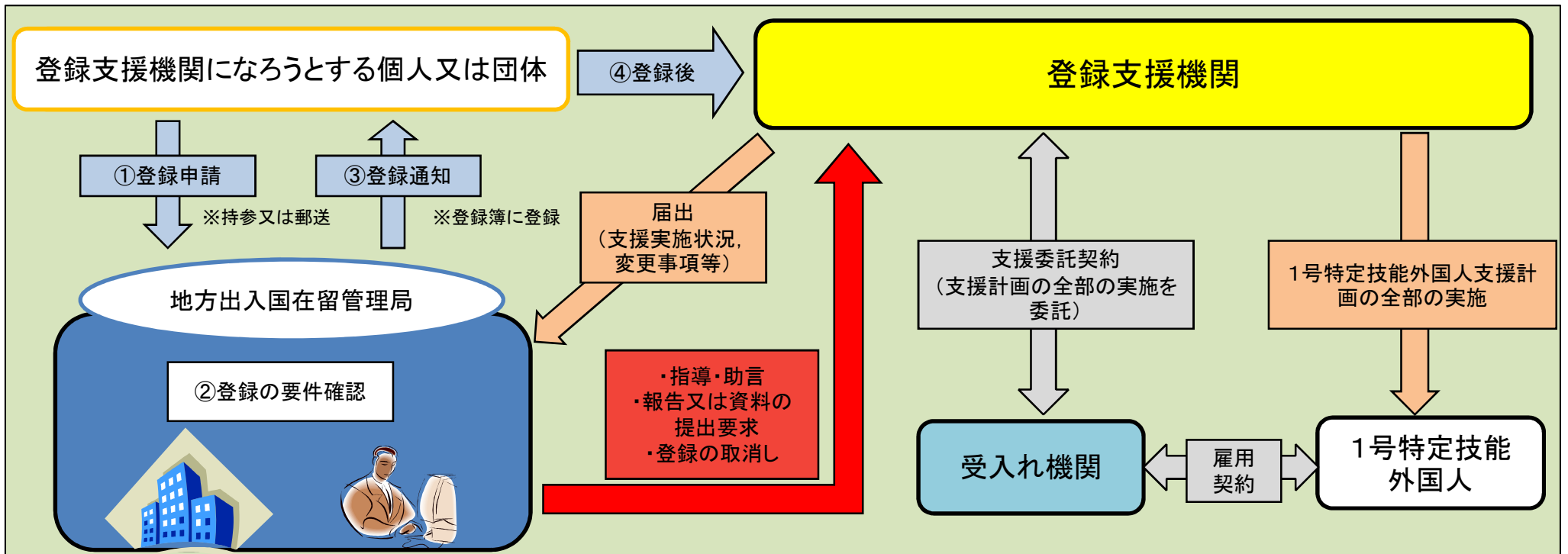
- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



法務省
Ministry of Justice



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局(空港支局を除く。)
申請方法	持参又は郵送
申請書類	○登録支援機関登録申請書(様式は法務省ホームページ(注)に掲載予定) ○収入印紙(申請手数料) ○(個人の場合)住民票の写し 等 ○(法人の場合)登記事項証明書, 定款又は寄付行為の写し, 役員の住民票の写し 等 ※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ(注)にて公表予定

(注)2019年4月以降は, 新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者(常勤)を選任していること
 - 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が, 2年以内に中長期在留者(就労資格に限る。)の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が, 2年以内に報酬を得る目的で, 業として, 外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が, 過去5年間に2年以上中長期在留者(就労資格に限る。)の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか, 登録支援機関になろうとする個人又は団体が, これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
 - 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
 - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
 - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
 - 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税，住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（受入れ機関①）

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時	特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・ なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・ 特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時	支援計画変更に係る届出書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援計画を変更したときは届出が必要。 ・ なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・ 支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・ 支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時	支援委託契約に係る届出書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・ なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・ 新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時	受入れ困難に係る届出書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（受入れ機関②）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点	
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能外国人への暴行・脅迫，旅券又は在留カードの取上げ，労働関係法令違反などがあつた場合は届出が必要。
6	定期 （四半期ごと）	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 受け入れている特定技能外国人の数，特定技能外国人の身分事項（氏名，生年月日，性別，国籍等）活動日数，活動場所，業務内容等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期 （四半期ごと）	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について，四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・ 届出対象期間内に，支援対象者が存在しない場合であっても，その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があつた場合は，受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合は，受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期 （四半期ごと）	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 報酬の支払状況については，賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

届出・報告一覧（登録支援機関）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局 (空港支局を除く。)	持参 又は 郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期（四半期ごと） 支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局 (空港支局を除く。)		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「特定活動」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されること、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

- 対象者
「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者
- 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)
- 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)
 - ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
 - ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
 - ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
 - ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
 - ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
 - ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定

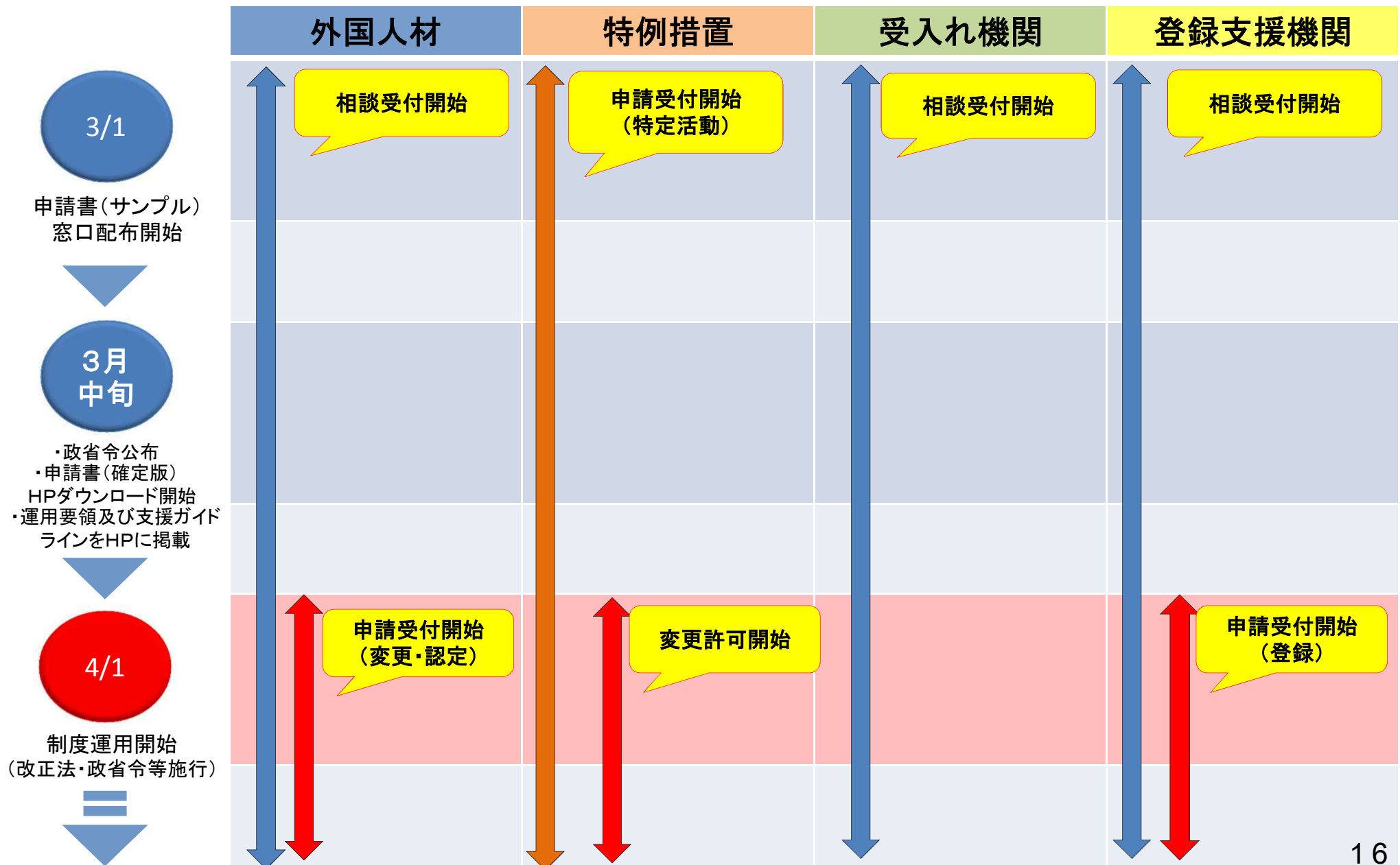
⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可(※「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

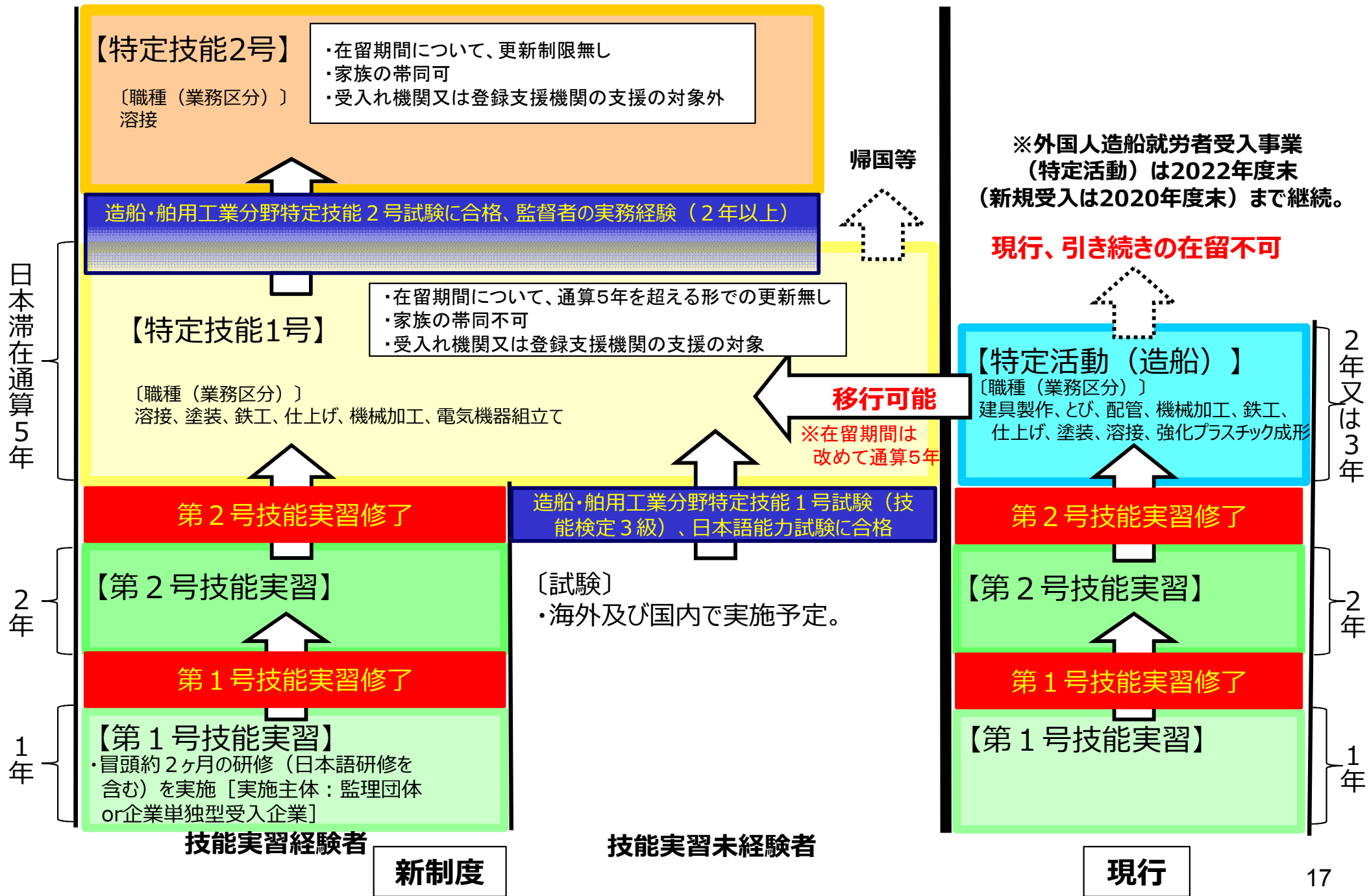
※ 2019年3月末までは、「特定活動(就労不可)」(4月)への在留資格変更が可能

新たな外国人材受入れ制度（スケジュール）



2. 造船・船用工業分野における受入れに係る事項

新たな在留資格



特定技能1号の試験区分と業務区分

別表

項番	a. 試験区分（3（1）関係）	b. 業務区分（5（1）関係）
1	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（溶接）	溶接（手溶接、半自動溶接）
2	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（塗装）又は技能検定3級（塗装）	塗装（金属塗装作業、噴霧塗装作業）
3	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（鉄工）又は技能検定3級（鉄工）	鉄工（構造物鉄工作業）
4	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（仕上げ）又は技能検定3級（仕上げ）	仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
5	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（機械加工）又は技能検定3級（機械加工）	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
6	造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（電気機器組立て）又は技能検定3級（電気機器組立て）	電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）

特定技能1号の業務区分と技能実習2号移行対象職種

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
溶接	溶接	手溶接 半自動溶接	溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
塗装	塗装	金属塗装作業 噴霧塗装作業	塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
鉄工	鉄工	構造物鉄工作業	鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	仕上げの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械加工	機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御器具組立て作業 回転電機巻線製作作業	電気機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。

「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日策定）より抜粋

特定技能1号の試験（技能試験・日本語試験）

技能試験

「造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)」

試験言語:日本語

実施主体:(一財)日本海事協会

実施方法:学科試験及び実技試験

実施回数:随時(国外及び国内で実施)

開始時期:平成31年度内予定

※ 溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立ての6業務区分について、それぞれ試験を作成予定。(溶接業務以外については技能検定3級合格も可。)

日本語試験

「日本語能力判定テスト(仮称)」

実施主体:独立行政法人国際交流基金

実施方法:コンピューター・ベースド・テスト

実施回数:年おおむね6回(国外で実施※)

開始時期:平成31年秋以降

又は

「日本語能力試験(N4以上)」

実施主体:独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法:マークシート方式

実施回数:国内外で実施。国外では239都市で1～2回実施。(平成29年度実績)

※ 中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ネパール、タイ、モンゴル、ミャンマーを予定

<国内での受験>

①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、国内での受験は認めない。

<第2号技能実習修了者の取扱い>

第2技能実習修了者については、技能試験及び日本語試験の受験は不要。

特定技能2号の試験（実技試験）

技能試験

「造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)」

試験言語: 日本語

実施主体: (一財)日本海事協会

実施方法: 実技試験

実施回数: 随時(国内で実施)

開始時期: 平成33年度内予定

※ 溶接のみについて、試験を作成予定。

<国内での受験>

①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、国内での受験は認めない。

試験合格以外の要件(監督者としての実務経験)

特定技能2号へ移行する場合は、試験合格に加えて、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することを要件とする。

<p style="text-align: center;">技能検定 (塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て)</p> <p>試験作成者: 中央職業能力開発協会 試験実施者: 各都道府県職業能力開発協会 受験料: 実技17,900円、学科3,100円</p>	<p style="text-align: center;">技能実習評価試験 (溶接)</p> <p>試験作成者: 日本溶接協会 試験実施者: 日本溶接協会及び日本海事協会 受験料: 実技13,600～、学科4,100円</p>	<p style="text-align: center;">造船・船用工業分野特定技能試験 (溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て)</p> <p>試験作成者: 国土交通省 試験実施者: 日本海事協会 受験料: 検討中</p>
<p>技能検定特級</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 技能検定1級合格後の実務経験5年以上 ■ 試験形式: 学科及び実技 	—	—
<p>技能検定1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 実務経験7年以上 ■ 試験形式: 学科及び実技 <p>※ 実務経験のみの場合の年数であり、専門学校を修了した場合等は短縮される。</p>	—	<p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 試験形式: 実技 <p>※ 試験合格に加え、監督者等の実務経験が2年以上必要</p>
<p>技能検定2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 実務経験2年以上 ■ 試験形式: 学科及び実技 <p>※ 実務経験のみの場合の年数であり、専門学校を修了した場合等は短縮される。</p>	<p>技能実習評価試験(上級)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 技能実習3号開始後12ヶ月程度の実務経験 ■ 試験形式: 実技(学科は任意) 	—
<p>技能検定3級</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 実務経験を有すること ■ 試験形式: 学科及び実技 	<p>技能実習評価試験(専門級)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 技能実習2号開始後12ヶ月程度の実務経験 ■ 試験形式: 実技(学科は任意) 	<p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 試験形式: 学科及び実技
<p>技能検定基礎級</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 実務経験を有すること ■ 試験形式: 学科及び実技 	<p>技能実習評価試験(初級)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験資格: 技能実習1号開始後6ヶ月程度の実務経験 ■ 試験形式: 学科及び実技 	—

技能実習3号修了相当

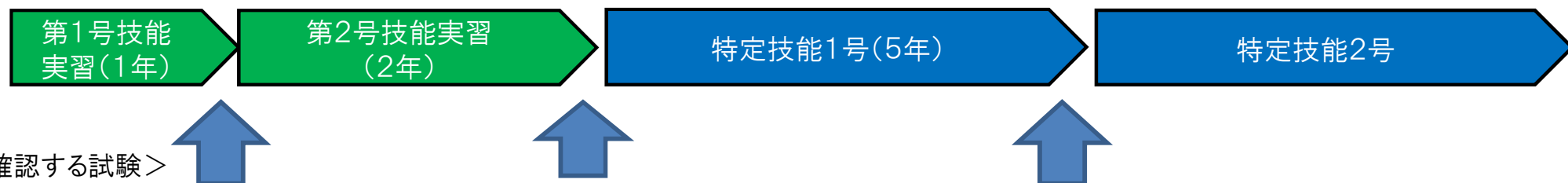
技能実習2号修了相当

技能実習1号修了相当



造船・船用工業分野における特定技能1号・2号の技能試験のイメージ(例:溶接)

- 船舶は、船舶安全法に基づき、国又は代行機関である日本海事協会(NK)等の船舶検査に合格する必要がある。
- 国又はNKによる船舶検査に合格するためには、船舶建造時の溶接に関して、NKが実施する試験制度(溶接技量士試験)に合格し溶接資格を得た溶接従事者が溶接を行っている必要がある。
- この溶接技量士試験は、溶接の難易度等に応じたきめ細かい区分が設けられているが、今般、造船・船用工業における特定技能の評価試験制度は、このNKによる溶接技量士試験を活用する方向で検討中。
- 特定技能2号は、溶接技量士試験に加えて、「監督者としての実務経験」も要求。

<キャリアパス>



<技能水準を確認する試験>

	第1号技能実習の試験 (初級)	特定技能1号の試験 【イメージ】	特定技能2号の試験 【イメージ】
姿勢・板厚	下向・中板(9mm)	下向・中板(9mm)	以下のいずれかから3つ選択。 上向・中板(9mm)、上向・厚板(19mm)、立向・中板(9mm)、立向・厚板(19mm)、横向・中板(9mm)、横向・厚板(19mm)、下向・厚板(19mm)、中肉管
判定	外観判定	外観判定 強度判定	外観判定 強度判定
確認する技能	<ul style="list-style-type: none"> 居住区等の設備等簡易な下向き溶接 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の主要な構造材料である厚板を下向きで溶接 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の主要な構造材料である厚板を上向きや横向き等高度な溶接 ※ 「監督者の実務経験」も要求。  

	日本語能力試験(JLPT)	国際交流基金日本語基礎テスト
受験者層	日本語を母語としない世界各国の幅広い日本語学習者	外国人材受入れに関する新たな在留資格の取得を目指す外国人
実施地	海外:80か国／地域, 239都市 国内:47都市 (2017年度実績)	海外:2019年度最大で9か国(東アジア・東南アジア等) ※政府間文書策定の見込国を参照しつつ決定 国内:—
実施方式	紙(PBT (Paper-Based Testing))	コンピューター (CBT (Computer-Based Testing))
実施頻度	年1-2回	年6回程度
申込〆切	試験実施日の概ね2~3ヶ月前(実施都市によって異なる)	試験の数日前まで申込み可能
受験料	海外:実施地により異なる (参考:国内5,500円)	各業種の技能テストや受入方針を踏まえて検討
出題科目	読む, 聞く	読む, 聞く
出題範囲	多様な年齢層・学習履歴・学習目的を持つ日本語学習者の学習習熟度を測るため幅広い場面を想定した総合的な問題を出題	外国人労働者の日本における生活の具体的場面に絞って, 必要とされる日本語能力を測る問題を出題
結果判定まで	2か月	即日~数日内 ※「話す」試験は人による採点のため, 導入後は結果通知が数週間~1ヵ月程度後となる見込み。
確認できる日本の能力レベル	N1~N5	「ある程度日常会話ができ, 生活に支障がない程度の能力」を有するか否かを判定

(注) 法務省が今後作成する試験方針に従う必要があるため, 国際交流基金日本語基礎テストの内容には変更があり得る。

日本語能力試験(認定の目安)

レベル	認定の目安
N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。</p> <p>【読む】 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</p> <p>【聞く】 幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>【読む】 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</p> <p>【聞く】 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>
N3	<p>日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>【読む】 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表わす文章を、読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】 日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p>
N4	<p>基本的な日本語を理解することができる。</p> <p>【読む】 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】 日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>
N5	<p>基本的な日本語をある程度理解することができる。</p> <p>【読む】 ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】 教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>

造船・船用工業分野特定技能協議会(仮称)

< 構成員 >

特定技能所属機関、登録支援機関、業界団体その他の関係者

< 協議会の目的 >

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

受入機関に対して求める条件

- ①国土交通省が設置する「造船・船用工業分野特定技能協議会(仮称)」の構成員になること。
- ②協議会に対して必要な協力を行うこと。
- ③国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ④登録支援機関に外国人材の支援を委託する場合は、上記①～③に該当する登録支援機関に委託すること。

< 受入機関の協力事項 >

- 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- 問題発生時の対応
- 法令遵守の啓発
- 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

外国人が従事する業務内容

造船・船用工業分野の試験の合格又は技能実習2号移行対象職種・作業終了により確認された技能を要する業務(＝技能実習における作業内容)

+

これらの業務に従事する日本人が通常従事する関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事



- 造船・船用工業分野において受入れを行う(造船・船用工業分野の特定技能1号の要件を満たしている外国人と雇用契約を締結する)には、受入機関が造船・船用工業分野の業務を行っている必要がある。
- そのため、受入機関が造船・船用工業分野の業務を行っているかどうか、国土交通省が確認を行う。(造船・船用工業分野での受入対象機関の確認)

＜造船業＞ ※特定活動と同様

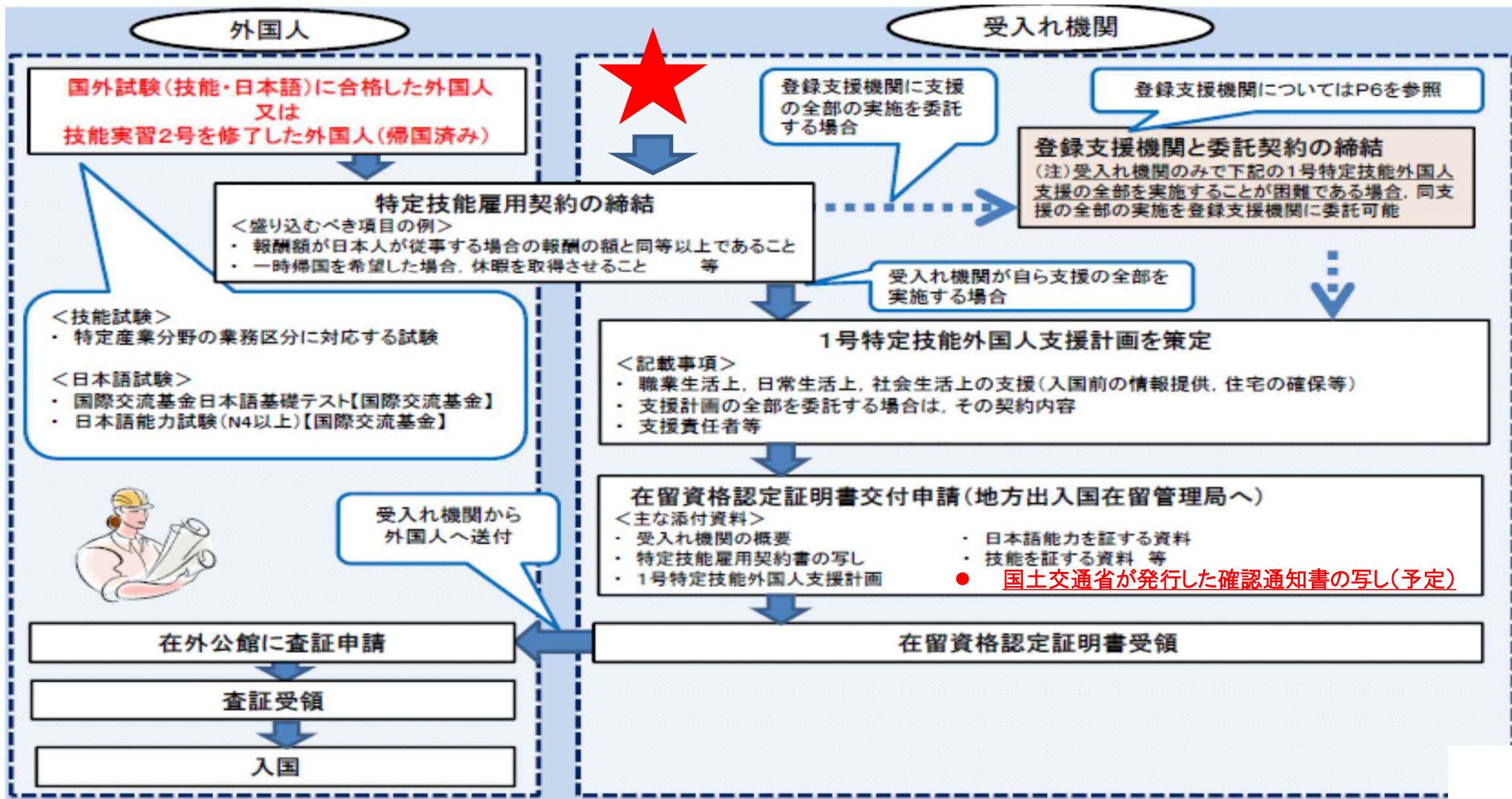
- ① 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者
- ② 小型船造船業法(昭和41年法律第119号)第4条の登録を受けている者
- ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

＜船用工業＞ (造船業に該当する者を除く。)

- ① 造船法第6条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者
- ② 船舶安全法第(昭和8年法律第11号)6条の2の事業場の認定を受けている者
- ③ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者
- ④ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者
- ⑤ 船舶安全法第6条の4の型式承認を受けている者
- ⑥ 船舶安全法第2条第1項に掲げる事項に係る物件(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者
- ⑦ 造船造機統計調査規則(昭和25年運輸省令第14号)第5条第2号に規定する船舶用機関又は船舶用品(構成部品等を含む。)の製造又は修繕を行う者
- ⑧ 上記以外で、①から⑦までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

特定技能外国人を受け入れようとする事業者は、国土交通省に対して「造船・船用工業分野特定技能受入対象機関に係る確認申請書」を提出(必要に応じて、元請造船所との請負契約書や、対象製品を製造していることを証明する書類を添付して頂くことを想定)

外国人材が従事する業務内容の確認手順



★ <受入対象機関の確認>

- ① 特定技能外国人を受け入れようとする事業者は、国土交通省に対して「造船・船用工業分野特定技能受入対象機関に係る確認申請書」を提出(必要に応じて、元請造船所との請負契約書や、対象製品を製造していることを証明する書類を添付して頂くことを想定)
- ② 国土交通省が確認できた場合、国土交通省が確認通知書を発行。

受入れ見込み数

5年間の受入れ見込み数は最大1万3,000人を想定しており、これを受入れの上限として運用する。

雇用形態

直接雇用に限る。

1. 開催日時及び会場

開催地	日 時	会 場
東 京	3月4日(月) 14:00～16:00	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 大ホール
神 戸	3月12日(火) 14:00～16:00	ラッセホール ローズサルーン
広 島	3月13日(水) 14:00～16:00	アークホテル広島南 鶴の間
福 岡	3月14日(木) 14:00～16:00	TKP博多駅前シティセンター ホールB
長 崎	3月15日(金) 14:00～16:00	長崎ワシントンホテル ワシントンホール
今 治	3月20日(水) 14:00～16:00	今治国際ホテル 真珠

※いずれの会場も13:15受付開始

2. プログラム

- (1) 造船・舶用工業における新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れについて
 - ・ 制度概要
 - ・ 受入れに係る手続き
 - ・ 試験の実施
- (2) 日本海事協会の実施する外国人就労関係業務について

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 総務課, 【2019年4月以降】審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査部門, 【2019年4月以降】就労審査第 二部門	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114

官署名	住所	連絡先
大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html]

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線:5895)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪府中央区大手前1-5-44 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426、42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

<参考資料>

経緯

1 経済財政諮問会議での総理大臣指示 (平成30年2月20日)

- 「深刻な人手不足が生じているため、「外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」
- 「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改革の具体的な検討を進める。」

2 タスクフォース(TF)の設置 (平成30年2月23日)

- 2月23日、関係省庁の局長級で構成するTFを設置
- 2月23日から5月29日までの間にTFを2回開催、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

3 骨太の方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

- 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。
必要がある。
- このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。

4 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 の開催(平成30年7月24日設置)

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

- アベノミクスの推進により、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下
- 一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇
- 2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

法務省の任務の改正

法務省の任務のうち、出入国管理に関する部分を「出入国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」に変更する。

出入国在留管理庁の設置

(1) 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官とする。

(2) 出入国在留管理庁の任務

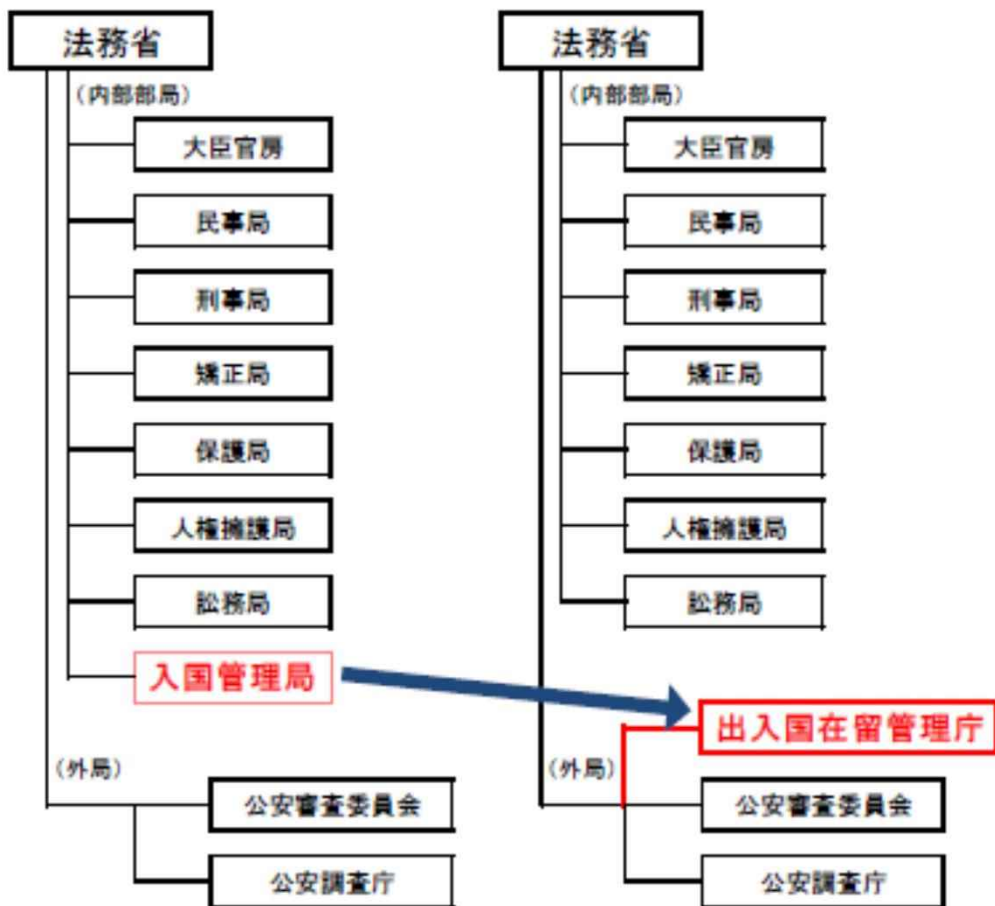
- ア 出入国及び在留の公正な管理を図ること
- イ アの任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること

(3) 地方出入国在留管理局等の設置

法務省の地方支分部局である地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として設置する。

その他

- ・ 法務大臣と出入国在留管理庁長官の権限に関する規定の整備
- ・ 関係行政機関との情報交換等連絡協力に関する規定の整備
- ・ その他所要の語句の修正等



新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ) H30年12月

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約, 受入れ機関, 支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
 - ・ 報酬額は, 日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合, 休暇を取得させること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ, 受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
 - ・ 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(前科, 暴力団関係, 不正行為等)に該当しないこと
 - ・ 労働者派遣をする場合には, 派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など
(注) 上記のうち*を付した基準は, 登録支援機関に支援を委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野, 技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野, 技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
※分野別運用方針を反映させた形で規定
↳ 2号は建設, 造船・船用工業のみ

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
 - ・ 1号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
 - ・ 2号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準
 - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
 - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
- その他
 - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は,
1号特定技能外国人 1年, 6か月又は4か月
2号特定技能外国人 3年, 1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては, 登録支援機関の登録手数料額, 登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➢ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➢ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➢ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➢ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➢ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分野別運用方針について(国交省の分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 [11試験区分]	直接
	造船・舶用工業	13,000人	造船・舶用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 [1試験区分]	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリング又は航 空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接

分野別運用方針について(国交省以外の分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の ほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助 等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 [1試験区分]	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 [13試験区分]	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト・工場板金・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 [18試験区分]	直接
	電気・電子情報 関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 [13試験区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産 動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫 (種)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 派遣
	飲料食品製造	34,000人	飲料食品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲料食品製造業全般(飲料食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接

(案)

年 月 日
海事局船舶産業課

「造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領第3の1.の規定に基づく造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の確認に係る事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、「造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領」第3の1.の規定に基づく国土交通省による造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関（造船・舶用工業分野において特定技能外国人を受け入れることが出来る者をいう。以下同じ。）の確認に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の範囲

造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関は以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 造船業

- ① 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者
- ② 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けている者
- ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

(2) 舶用工業（(1)造船業に該当する者を除く。）

- ① 造船法第6条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者
- ② 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項に掲げる事項に係る物件の製造又は修繕を行う者
- ③ 船舶安全法第6条の2の事業場の認定を受けている者
- ④ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者
- ⑤ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者
- ⑥ 船舶安全法第6条の4の型式承認を受けている者
- ⑦ 造船造機統計調査規則（昭和25年運輸省令第14号）第5条第2号に規定する「船舶用機関又は船舶用品」の製造又は修繕を行う者
- ⑧ 上記以外で、①から⑦までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

第3 国土交通省に対する確認申請

造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関であることの確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、確認申請書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、国土交通省海

(案)

事局船舶産業課に提出するものとする。なお、第2（1）③並びに（2）②、⑦及び⑧に該当する者は、当該項目に該当することを証明する書類を確認申請書に添付するものとする。

【添付書類の例】

・第2（1）③に該当する者の場合

→ 造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者との間の、船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあつては、造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者から申請者に至るまでの各請負契約書の写し。）等

・第2（2）②、⑦及び⑧に該当する者の場合

→ 造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者との間の、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）に係る売買契約書の写し（数次の売買契約により、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）の供給を行っている場合にあつては、造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者から申請者に至るまでの各売買契約書の写し。）等

第4 国土交通省による確認書の交付

国土交通省は申請者から提出された確認申請書及び添付書類に基づき、申請者が第2のいずれかに該当する者であることを確認したときは、当該申請者に対して確認書（様式第2号）を交付するものとする。なお、確認書の有効期間は、確認書に記載する確認年月日から起算して5年とする。

(案)

(案)

様式第1号

様式第2号

年 月 日

年 月 日

造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関に係る確認申請書

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

所在地
名称
代表者の氏名 印

造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関に係る確認通知書

「造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領第3の1.の規定に基づく国土交通省による造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の確認に係る事務取扱要領第3の規定に基づき、下記のとおり国土交通省による確認を申請します。

また、弊社は貴省からの確認を受けて特定技能外国人を受け入れた際は、「造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領第3の3.

(1)に規定する造船・舶用工業分野特定技能協議会(仮称)の構成員になることを誓約します。

○月○日付で貴社から申請があった造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関に係る確認申請書について、「造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領第3の1.の規定に基づく国土交通省による造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の確認に係る事務取扱要領第4の規定に基づき確認したので、下記のとおり通知します。

記

記

- 1 造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関番号
- 2 造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の名称
- 3 所在地
- 4 代表者
- 5 確認年月日

(備考)

確認書の有効期間は、確認書に記載する確認年月日から起算して5年とする。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 連絡先
TEL:
FAX:
メールアドレス:
- 4 確認を受けようとする造船・舶用工業分野特定技能受入対象機関の分類

- 2018年12月末時点での外国人就労者数(造船特定活動)は2,709人であり、職種は溶接が約90%を占めている。
- 出身国は中国、フィリピン、ベトナムで90%以上を占めている。
- 外国人技能実習生は、2018年3月末時点で5,471人となっている。

1. 外国人造船就労者受入事業 (造船特定活動)

制度概要

期間：2015年度～2022年度末まで
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習(第2号または第3号)修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：特定活動

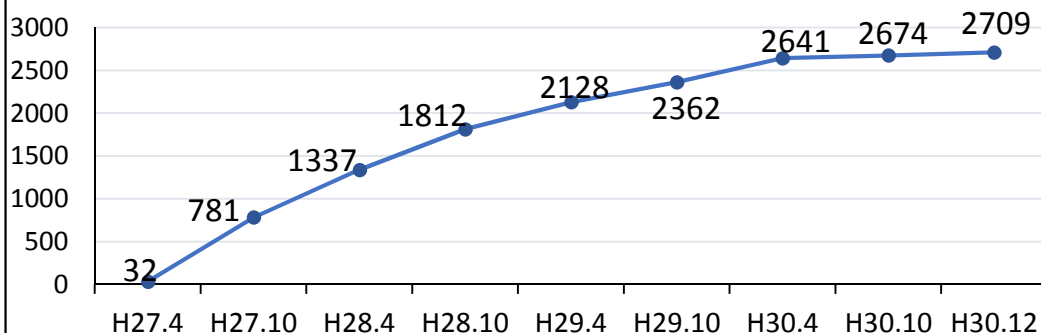
在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

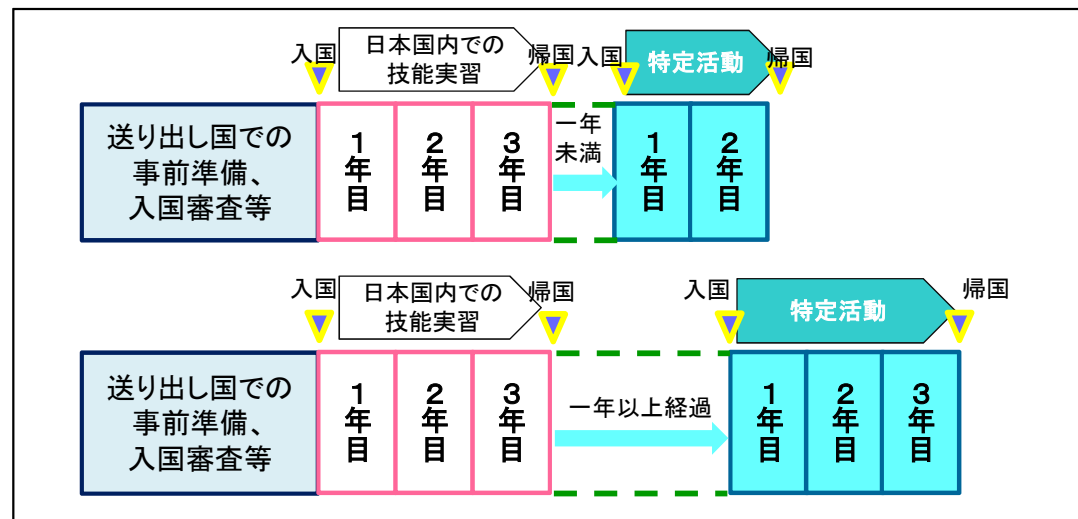
事業実施状況

○2018年12月末時点の就労者数 2,709人

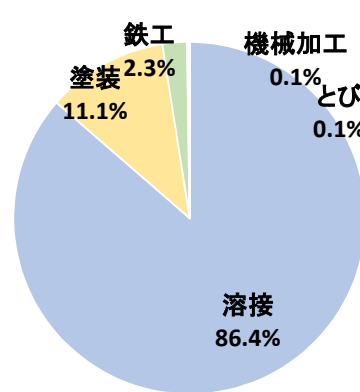
外国人造船就労者数(各月末時点)



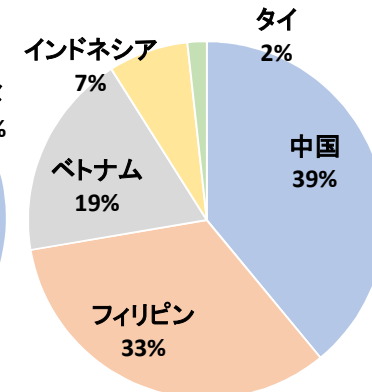
<造船特定活動への受入れの流れ>



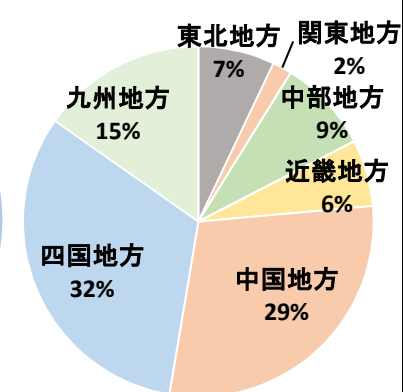
職種別比率



出身国別比率



就労地域別比率



2. 外国人技能実習制度

○2018年3月末時点の技能実習生数 5,471人

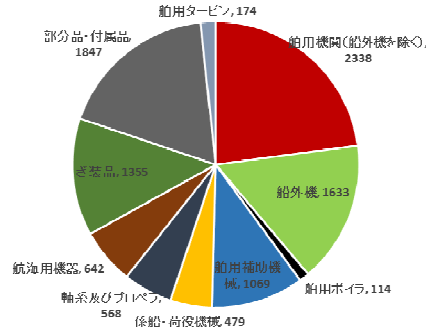
船用工業の現状

- 2016年の日本の船用工業生産額は9,757億円(前年比4.5%減)。輸出は約4割の3,870億円(前年比5.2%増)。
- 輸出される主な船用機器は、船用機関(エンジン)、船用補助機械(ポンプ等)、プロペラ、航海用機器等。
- 2016年末の船用工業事業所数は1,131事業所(前年比1.0%減)であり、従業員数は約49,000人(前年比2.8%増)。

主な船用工業製品

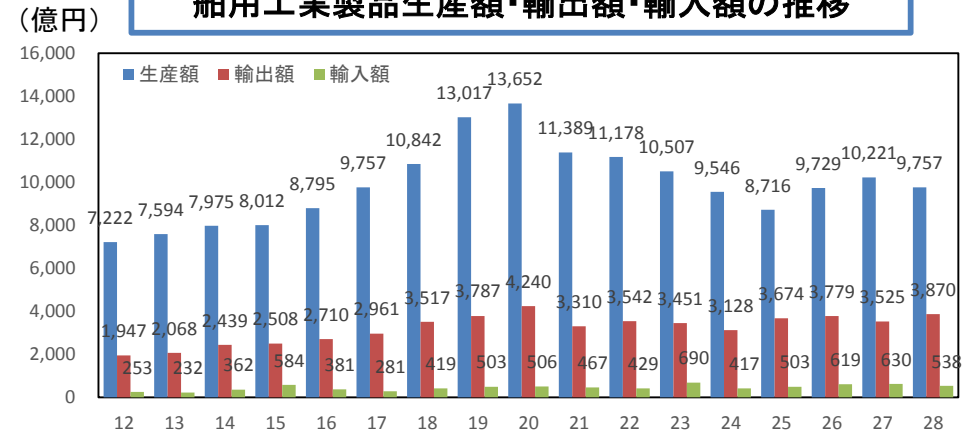


我が国船用工業製品 品目別出来高構成比 (2015年)



出展:平成27年 船用工業統計年報

船用工業製品生産額・輸出額・輸入額の推移

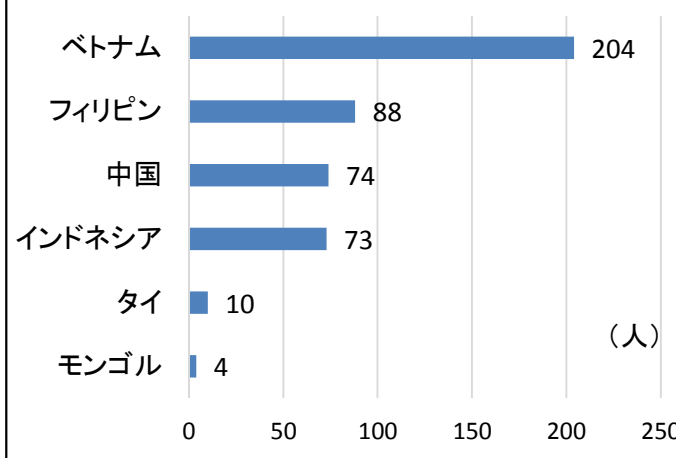


技能実習生の受入状況

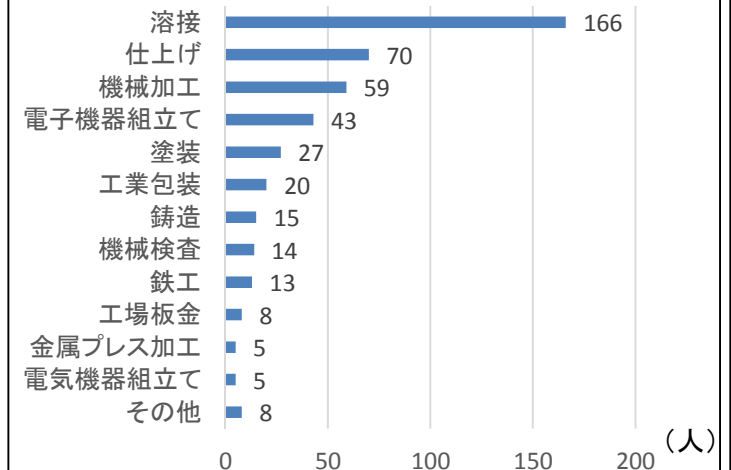
外国人技能実習生:453人
 受入企業:31社
 (団体監理型29社、企業単独型2社)

※(一社)日本船用工業会調べ

出身国別受入人数



職種別受入人数



出題例	
<p>問. ____のふんと だいたい おなじ いみの ぶんを ひとつ えらんでください。</p> <p><u>ぱすぽーと ばんごうを、しらせてください</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぱすぽーと ばんごうを、うつして ください 2. ぱすぽーと ばんごうを、なおして ください 3. ぱすぽーと ばんごうを、きめて ください 4. ぱすぽーと ばんごうを、おしえて ください 	<p>問. あには、バスで会社に<u>通っています</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. むかって 2. かよって 3. わたって 4. もどって
<p>問. A「わたしのけしゴム、みませんでしたか。」 B「あ、つくえの 下に ()よ。」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. おちて います 2. おちて、いません 3. おちます 4. おちません 	<p>問. ふねでにもつを<u>おくります</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近ります 2. 逆ります 3. 辺ります 4. 送ります
<p>問. スーパーでもらった()を見ると、何を買ったかわかります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レジ 2. レシート 3. おつり 4. さいふ 	<p>問. スーパーでもらった()を見ると、何を買ったかわかります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レジ 2. レシート 3. おつり 4. さいふ

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所，11言語対応）【20億円】
 - 一元的相談窓口・情報提供，通訳の配置，多言語翻訳アプリの活用
 - 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
 - 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療，事件・事故，教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
 - 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し，地域の持続的発展につなげる

生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
 - 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応），外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
 - 住宅確保のための環境整備・支援
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化，日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
 - 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
 - 日本語能力に関する試験結果等の公表義務，情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し，法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

日本語教育，外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
 - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
 - 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

社会保険への加入促進等

- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
 - 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
 - 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
 - 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

1か月当たり家賃

最も高い東京都と最も安い青森県の差は40,645円

	全国平均	54,052 円
1位	東京都	77,174 円
2位	神奈川県	67,907 円
3位	埼玉県	58,675 円
45位	秋田県	37,158 円
46位	岩手県	36,679 円
47位	青森県	36,529 円

安い

※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年）により作成

1畳当たり家賃

最も高い東京都と最も安い青森県の差は3,182円

	全国平均	3,051 円
1位	東京都	5,018 円
2位	神奈川県	4,019 円
3位	埼玉県	3,394 円
45位	秋田県	1,955 円
46位	北海道	1,935 円
47位	青森県	1,836 円

安い

※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年）により作成

生活費

最も高い東京都区部と最も安い沖縄県那覇市の差は33,134円

	全国平均	118,080 円
1位	東京都区部	124,928 円
2位	神奈川県横浜市	123,308 円
3位	山形県山形市	119,800 円
45位	宮崎県宮崎市	96,357 円
46位	鹿児島県鹿児島市	96,204 円
47位	沖縄県那覇市	91,794 円

安い

※総務省統計局家計調査（2017年，都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり1か月間の収入と支出（二人以上の世帯））により作成
※生活費は食料，光熱・水道，被服及び履物，保健医療の合計

通勤・通学時間

最も長い神奈川県と最も短い大分県の差は48分

	全国平均	1 時間 19 分
1位	神奈川県	1 時間 45 分
2位	千葉県	1 時間 42 分
3位	埼玉県	1 時間 36 分
43位	青森県	0 時間 58 分
43位	秋田県	0 時間 58 分
43位	島根県	0 時間 58 分
43位	鹿児島県	0 時間 58 分
47位	大分県	0 時間 57 分

短い

※総務省統計局社会生活基本調査（2016年）により作成

受入企業の紹介

- ・本社所在地：東京都
- ・許可業種：建築・土木工事業等
- ・売上高：315億円（H30年度）
- ・外国人就労者の受け入れ開始：H28年度より
（H31年1月末現在：就労者4人、実習生36人を受け入れ）

受入企業の取組み、工夫

- ✓ 日本での経験が浅い技能実習生について、現場での指示に対する理解不足が生じないよう、組織編制を「1号又は2号技能実習生 + 3号技能実習生又は外国人建設就労者 + 日本人指導者」とし、先輩の技能実習生等が意思疎通をフォローできるようにしている。
- ✓ 寮では、ベトナム人による運営委員会が月1回開催され、生活しやすい環境整備を自ら協議。この結果に対し、会社が支援している。（食事内容の見直し、近隣清掃、日本語勉強会、イベント開催など）
- ✓ 春・秋のバスツアーやバーベキュー、忘年会、テトの時期に合わせた新年会、尼さんによる説法などのイベントを開催し、コミュニケーションの活性化や互いの文化理解の促進を図っている。

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

- ✓ 技能実習生の中には優秀で熱心な者もあり、技能実習時に身に付けた技能や日本語を、引き続き日本の建設現場で発揮してもらえる機会があることは良い。
- ✓ 建設技能者については、数年で一人前になることが困難であるという実態踏まえると、技能実習生として来日した外国人にとっても、母国へ帰国するまでにより高い水準の技能を身に付けられるチャンスがあるという点で歓迎されていると思う。

就労者の紹介



ベトナム人男性
（29歳）



【コンクリートを流し込むための型枠を組む作業の様子】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：技能検定基礎2級、玉掛け技能講習、丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育など
- ・日本語検定：N2級
- ・高い技能を有し、現場で作業チームのリーダーを担当
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮において日本語教室の講師の役割も果たす

本人の声

- ✓ 来日時は外国語を使っただけの仕事は非常に困難であったが、諦めずに日本語勉強し続けてきた
- ✓ 身につけた技能を活かし引き続き日本で働きたい
- ✓ 将来的にはベトナムの経済発展に役に立ちたい

受入先におけるキャリアパスの例

- ・4か月間 母国ベトナムで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
 - ・1か月間 国内で法定の研修（日本語、生活一般、労働関係法令等）
 - ・1か月後※ 技能実習生として型枠工事作業に従事
 - ・3年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き型枠工事に従事
 - ・4年後※～ 現場の班長として、5人程度の若手を指導監督
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

- ・技能実習生1年目 約16.7万円
- ↓
- ・外国人建設就労者1年目 約19.2万円
（資格取得、勤務態度等に対する評価含む）
- ↓
- ・外国人建設就労者2年目 約19.4万円

受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：大工、とび・土工工事業
- ・売上高：2億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H24年度より
（H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人、技能実習生8人）

受入企業の取組み、工夫

- ✓ 社内では、技能実習生や外国人建設就労者などの外国籍の人材も、日本人と対等な関係であるべきという基本概念をベースにし、互いに協力しながら同じ仕事にあたる同僚であるという考え方をもち、共に努力している
- ✓ 仕事で頻繁に使用する単語について、ひらがな、ローマ字、英語による表記のリストを作成し、定着のためのテストを繰り返し実施している
- ✓ 地域行事やボランティアを通じて、日本の風習や地域住民との相互理解を深めるきっかけとしている

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

- ✓ この制度によって、優秀な人材に成長した技能実習修了者より長い期間共に働けることは、教える側にとっても、教わる側にとっても技術向上へのモチベーションが高くなっている。また、人材不足が激化するこの業界においては、同僚が増える唯一の望みと安心する職長もいる。
- ✓ 外国人建設就労者受入事業は2020年度までの時限的な措置であり、また在留期間も最長3年と区切られているが、企業も本人も希望する場合、引き続きの在留が認められる措置があると良い。

就労者の紹介



フィリピン人男性
（30歳）



【鋼製型枠を鉄筋上に取付けている作業風景（左が外国人材）】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：職長・アーク溶接・低圧電流・研削砥石・丸のこ
- ・日本語検定：N3級
- ・鋼製型枠を組立・取付・解体する業務に従事
- ・同等の実務経験を有する日本人技能者よりも、高い技術力を有し、職長のサブとして現場をまとめている

本人の声

- ✓ 来日前の目標はお金を稼ぐことだったが、今では、自分の経験・培った技能を活かし、誰かの役に立つ人になりたいと考えている
- ✓ 仕事だけでなく、地域の福祉施設でのイベントへの参加を通じ、地域の皆さんの笑顔があふれることが嬉しい

受入先におけるキャリアパスの例

- ・1か月間 母国フィリピンで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
- ・1か月間 国内で、日本語・日本の風習・生活様式（特にゴミの分別）等の研修
- ・2か月後※ 技能実習生として型枠工事の組立・解体作業に従事
- ・3.5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
- ・3.8年後※～ 現場のサブとして、4人程度の若手を指導

※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

- ・技能実習生 約15万円程度
- ↓
- ・外国人建設就労者（特定活動）1年目 約26万円程度
- ↓
- ・職長（サブ）に昇格 約29万円程度

受入企業の紹介

- ・本社所在地：山形県
- ・許可業種：とび・土工工事業
- ・売上高：44億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H12年度
（H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人、技能実習生17人）

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 現地ベトナム建設企業との人材育成等に関する提携を通じて、外国人材に対するきめ細やかな人材育成や人事評価を実現するとともに、日本滞在の前後を含めたキャリアパスや、資格取得インセンティブ給等を示すことで、技能習得や資格取得のモチベーション維持を図っている
- ✓ 外国人材についても、社内の技能大会に参加させ、技能を身に付けた者には現場でグループのリーダーとしての役割を与えるなど、日本人の技能者と同様の待遇としている
- ✓ 福利厚生として、寮を整備するとともに寮費を低額に抑えるとともに、1週間程度の帰省制度を設け外国人建設就労者には旅費を支給している

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

- ✓ 高度な建設技能を身に付ける点、1級技能検定・大型自動車免許取得、また、互いの文化を理解するという点においても、技能実習期間（3～5年）に加えてより長期の在留期間が認められる制度があることは良いと考える。
- ✓ 受入企業にとっての技能者育成の観点や、外国人材にとっての就労意欲の維持の観点からも、日本入国前後を含めたキャリアパスを描けることが大事

受入先におけるキャリアパスの例

- ・3月間～ 母国ベトナムで語学研修及び建設企業内での建設技能習得（技能実習生としての来日前）
 - ・1月間 国内で集合教育による日本語や日本生活の基礎知識の研修
 - ・1か月後※ 技能実習生としてコンクリート圧送作業に従事
 - ・3年後※ 母国建設企業に戻り、コンクリート圧送業に従事し、大型自動車免許取得、オペレーターに昇格
 - ・5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
 - ・5年後※～ 実習生リーダーとして5～8人程度の若手を指導、現場のサブとして他社作業員との共働を行う
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



ベトナム人男性
（29歳）



【圧送ポンプを利用して型枠内にコンクリートを打ち込むところ】

- ・外国人建設就労者としての経験31ヶ月
- ・保有資格：技能検定3級（2級受験済み）
- ・日本語検定：N2級
- ・生コンクリートをポンプを使って流しこむコンクリート圧送の業務に従事
- ・高い技能・日本語能力を有し、職長を支えるサブとして現場打合せの補佐、技能実習生への指導等も行う

本人の声

- ✓ 技能だけではなく、日本語も覚えて、職長レベルになることを目指している
- ✓ 一緒に働いている技能実習生の良きリーダーになりたい
- ✓ 日本の文化を学ぶとともに、ベトナムの文化を伝えていきたい

受け入れ先における給与体系のイメージ

実習生1年目	平均支給額24.5万円 (基本給14.8万円)
外国人建設就労者1年目	平均支給額31.5万円 (基本給16.6万円)
外国人建設就労者3年目	平均支給額34.0万円 (基本給17.0万円+資格級0.7万円)

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業の紹介

- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：四国地方等
- ・外国人就労者の出身国：中国

受入企業の取り組み、工夫 ～地方ならではの快適な生活環境を提供～

- ✓ 専用の寮を新設。地方ならではの広い敷地を活かし、充実した施設を安価に提供。
 - ・6畳個室。家族と連絡が取れるようインターネット完備。
 - ・昼食無料、自炊も可能。
 - ・仲間と運動を楽しめるよう卓球場、ビリヤード室、トレーニングジムを完備。
 - ・これらの設備を備えた寮を15,000円/月で提供。
- ✓ 便利な立地
 - ・車がなくても生活に困らないよう、大型ショッピングセンターまで徒歩10分の好立地。
 - ・近隣にグラウンド。サッカーやバスケットボールが楽しめる。
- ✓ アットホームな環境
 - ・社員旅行/夏の慰労会等を開催。
 - ・旧正月・中秋節等には、プレゼント配布。
- ✓ 充実した生活サポート
 - ・通訳が24時間体制で常駐しており、支障なく生活できるよう生活面でもサポート。
 - ・実習生向けの社内報を毎月1回発行。（日本・中国の情報発信など）



自炊可能な台所



寮には卓球場・ビリヤード場・トレーニングジムを完備



清潔な個室



自転車マナー教育



日帰り観光 (USJ)



新設した外国人専用の寮 (外観)

造船所A社で働く中国人の声

- ✓ 造船所では溶接の仕事をしています。先輩の指導のおかげで、今では殆どの作業を一人でこなしています。
- ✓ 私達の住んでいる寮です。快適に過ごしています！
- ✓ 休日には卓球場やトレーニングジムで体を動かします。
- ✓ 作業服や昼食を無料にしてくれており、助かってます！！
- ✓ 通信費・水光熱込みで寮費15,000円であり、その分、給料の多くを仕送りに充てられます。



寮懇親会の様子



溶接作業の様子

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 1ヶ月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 1ヶ月間 … 国内での研修
- ✓ 1ヶ月後 … 技能実習生として溶接作業に従事
- ✓ 36ヶ月後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 24ヶ月後 … 現場の班長として10人の若手を指導
- ✓ 将来 … 特定技能1号で来日予定あり

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 世界最大級の大型コンテナ船プロジェクトへの本格参入を果たした当社にとって、造船特定活動は、建造工程の円滑化・安定化に大きな貢献を果たした制度と言える。結果として、日本人雇用の安定継続にもつながっている。
- ✓ 新たな「特定技能」制度は、技術力の高い日本において、より高度な技能をより長く身につけることができ、外国人実習生等からも歓迎される制度になろう。

受入企業の紹介

- ・企業名：造船所B社
- ・所在地：九州地方等
- ・外国人就労者の出身国：ベトナム

受入企業の取り組み、工夫 ～地方都市で充実した就労環境を整備～

- ✓ 細やかな安全指導・技能指導
 - ・ベトナム人就労者が安心安全に働くことができるよう、常勤ベトナム人通訳スタッフが安全面の指導をアシスト。
 - ・日本人技術者だけでなく、先輩ベトナム人就労者が実習生を細やかに技術指導・アシスト。先輩就労者は自覚と気概を、実習生は安心感をもって仕事にあたっている。
- ✓ 日本語の習熟
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフを各事業所に配置して、日本語講習を指導・実施。
 - ・自主的な上達を促すため、日本語資格習得者への報奨金制度を用意。
 - ・実習生全員に、来日する前6か月の日本語教育を企業負担で実施。
- ✓ 就労状況等のフォローアップ
 - ・会社スタッフとの面接相談を定期的実施（3ヶ月毎）
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフが日本での生活や職場に関する相談に丁寧に対応
- ✓ 職住近接
 - ・地方都市のため、職場の近くに寮があり便利。
 - ・安い寮費で住まいを提供している上、自転車を無償貸与するなど通勤にも配慮。



会社スタッフによる面談



安全教育講習に臨む実習生



工場に近接する寮（外観）

造船所B社で働くベトナム人の声

- ✓ 造船特定活動による就労者として、溶接作業に従事しています。B社での技能実習の経験があるので、今の仕事には直ぐに慣れました。
- ✓ 分からないことがあれば、現場の指導者の方が通訳スタッフの助力も得て、現場でしっかり教えてくれます。
- ✓ 会社の方との面談では親切に相談に乗ってもらえるので、助かっています。
- ✓ 日本語は少しずつ上達していて、若手実習生をフォローすることもあります。
- ✓ 宿舎は改装されてキレイで、光熱・通信費込で2万円です。職場にも近く、快適な生活を送っています。
- ✓ 自転車も無料で貸してもらえるので、買物や観光に便利です。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 6か月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 2か月間 … 国内で技能・安全・日本生活等の研修
- ✓ 来日2か月後 … 技能実習生として実地溶接作業等に従事
- ✓ 1号・2号実習(合計36か月)修了時 … 溶接技能評価試験専門級試験受験
- ✓ 一時帰国、再入国後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 特定活動終了後 … 特定技能1号として従事（予定）
(総合評価で班長への道も)

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 造船特定活動により、外国人材は実習で学んだ技能を実務の多様な場面で実践でき、人材確保で苦慮している受入企業の現場にとっても有益な制度。
- ✓ 新たな受入制度「特定技能」により、作業を主導するリーダーや班長となれる力量を持つ者も出てくると考えられる。更なる技能の向上により、母国産業と我が国産業双方の発展に寄与することが期待される。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業の紹介

- ・企業名：造船所C社
- ・所在地：中国地方
- ・外国人就労者の出身国：フィリピン

受入企業の取組み、工夫～地元企業の強みを活かして地域交流、余暇の充実に取り組む～

- ✓ 余暇の充実
 - ・クリスマス会、バスケットボール大会などのイベントや、遊園地でのレクリエーションを行い、日本での生活を楽しくしてもらえるよう工夫している。外国人同士、外国人と日本人同士の交流が深まり、チームワークの醸成にもつながっている。
 - ・実習生の母国で人気のあるバスケットボールのコートを整備した。
- ✓ 地域交流の充実
 - ・地元企業の強みを活かして、運動会やお祭り、花火大会、マラソン大会等様々な地域の行事に受け入れてもらっている。また、地域清掃活動にも参加して、地元貢献している。こうした活動を通じて、地元住民との相互理解を深め、住み心地の良い環境づくりにもつながっている。
- ✓ 充実した生活サポート
 - ・母国の家族との連絡が取りやすくするため、無料WI-FIを設置
 - ・外国での生活の負担軽減のため、社内、寮での定期面談、母国語相談を実施。



バスケットコートの整備



地域行事への参加



地域清掃活動への参加

造船所C社で働くフィリピン人の声

- ✓ 仕事は楽しいと感じています。
- ✓ できれば、もっと長く（あと5年くらい）日本で働きたいと思っています。
- ✓ 社員寮の生活環境は充実しています。無線LANが整備されているので、いつでも母国の家族と連絡が取れます。
- ✓ 会社の施設として、工場の直ぐ近くにバスケットボールのコートがあります。フィリピン人はバスケットが大好きなので、とてもありがたいです。
- ✓ 日本は法律やルールがしっかりと整備されているので、安心して生活できます
- ✓ 寮費は電気水道代込みで18,000円と安めで、家族のために貯蓄しています。
- ✓ 作業服、防寒着、安全靴等は会社が支給してくれます。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前 2 か月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 入国後 1 か月間 … 国内で日本での生活習慣・日本語の研修
- ✓ 上記研修後 … 技能実習生として塗装作業に従事
- ✓ 3 6 か月以降 … 技能実習生3号として熟練塗装員として従事
(予定)

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の中には優秀な者も多数おり、実習の成果がその後も日本で発揮できる制度は外国人材・企業双方にとっても望ましい。
- ✓ 造船業は数年で技術の習得が困難な部分もある為、長期での技能習得はより高いレベルを得る良い機会になると思われる。

酪農

【受入れ経営体概要】（平成30年11月現在）

所在地：北海道

従業員：正社員8名、技能実習生4名、パート等4名

経営規模：乳牛980頭

（年間生産生乳量は1ℓパック500万本分）

【実習生の状況】

受入れ開始：平成27年6月（フィリピンより）

現在は全員女性、20歳代、手取り給与額13万円程度

【受入れ経営体の取組】

- ・採用時は現地で直接面接
- ・実習生用の社宅（2棟6名分）を整備（整備費は約5,000万円）
- ・「家族と同様に接する」をモットーに、休日は近隣の観光、宴会などに連れ出している



「給料はよく部屋も快適で、仕送りにより家族がトラクタやバイクを購入した」と語る実習生（右）



実習生が住む社宅
個室でキッチン・居間8畳、寝室、風呂・トイレを完備



日本国旗と実習生のフィリピン国旗を牧場事務所前に掲揚

畑作・野菜

【受入れ経営体概要】（平成31年1月現在）

所在地：香川県

従業員：正社員4名、技能実習生10名、パート等2名

経営規模：55畝（レタス、ネギなど）

社長（中央）の指導の下、レタス畑で活躍しているインドネシア人の実習生ら



【実習生の状況と受入経営体の取組等】

- ・平成16年から受入れ（インドネシアより）
- ・人事・昇給制度等の処遇も日本人正社員と同等
- ・女性実習生（実習3年目）を作業部門の責任者に登用
- ・受入れにより経営規模の拡大、労務管理の改善を実現
- ・販売高は受入れ前の10倍に

【受入れ経営体・監理団体・地域の取組】

- ・受入れ経営体の元技能実習生がインドネシアに戻って送出国機関を作り、連携
- ・地域農家20戸が平成23年に自らで監理団体を組織
- ・地域の行事等への参加を促す、祭りでインドネシアの歌を合唱する、など意識的に接点づくりに取り組む

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (平成30年12月28日時点 80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金△
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
	食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熟乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
非加熱性水産加工	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	かまぼこ製品製造	
水産練り製品製造	牛豚部分肉製造	
	牛豚食肉処理加工業●	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
	パン製造	パン製造
そう菜製造業●△	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
	医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング△	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ

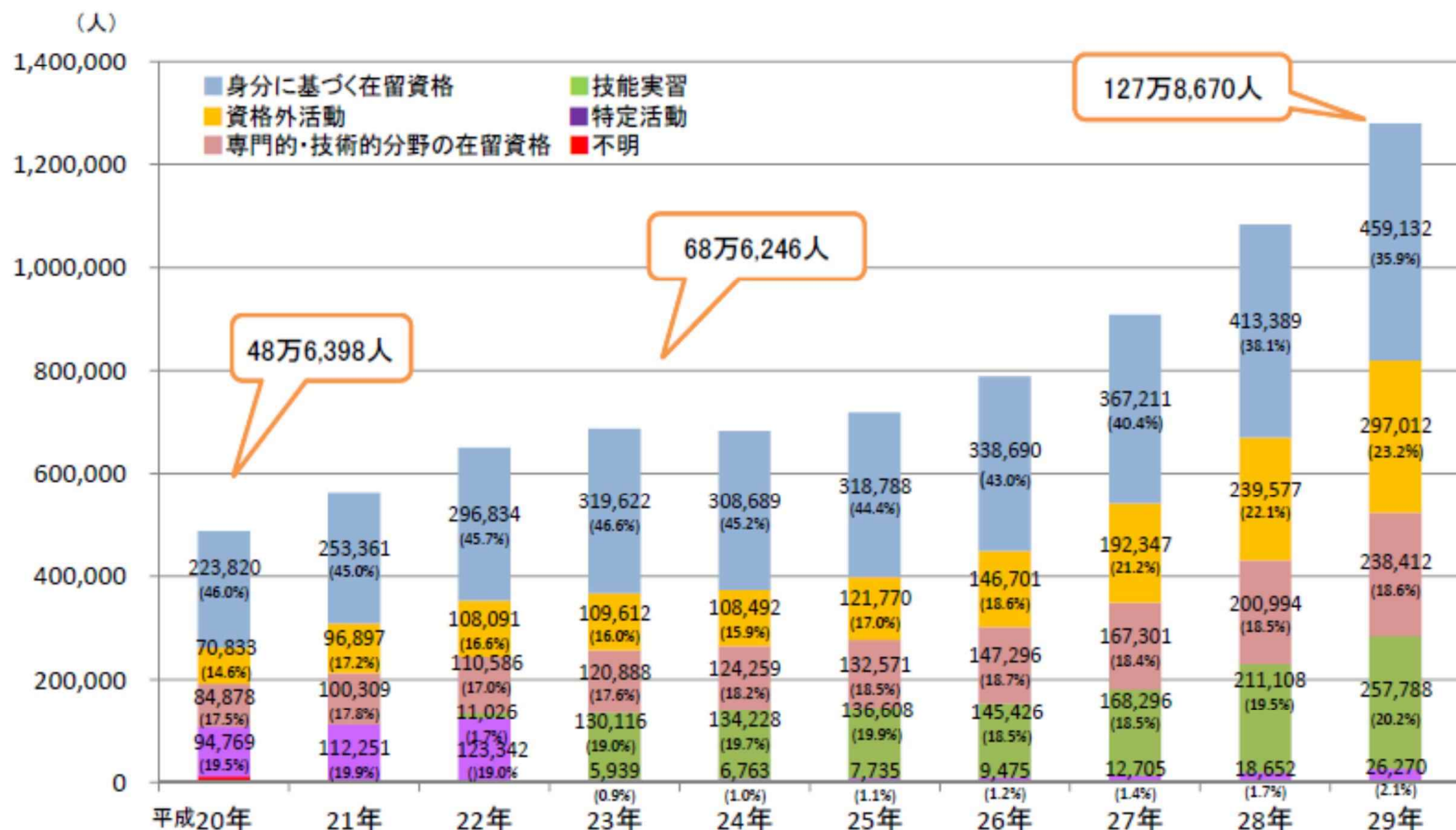
○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能。

我が国における外国人労働者数の推移



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）